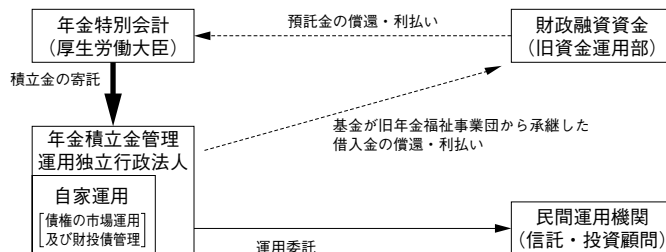


年金積立金の運用

概要

年金積立金の運用の仕組み

- ・厚生労働大臣による自主運用。
旧資金運用部への預託義務は廃止。
- ・厚生労働大臣は、年金積立金管理運用独立行政法人に資金を寄託することにより運用。



※旧年金福祉事業団の資金運用業務は基金が承継し、承継資金運用業務として平成22年度まで実施
 ※平成18年4月に旧年金資金運用基金に替わり、年金積立金管理運用独立行政法人が設立された。

詳細データ

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の推移

(単位：億円)

年次	厚生年金保険	国民年金	合計
平成元年度	702,175	32,216	734,391
2年度	768,605	36,317	804,922
3年度	839,970	43,572	883,542
4年度	911,340	51,275	962,615
5年度	978,705	58,468	1,037,174
6年度	1,045,318	63,712	1,109,030
7年度	1,118,111	69,516	1,187,628
8年度	1,184,579	78,493	1,263,072
9年度	1,257,560	84,683	1,342,243
10年度	1,308,446	89,619	1,398,065
11年度	1,347,988	94,617	1,442,605
12年度	1,368,804	98,208	1,467,012
13年度	1,373,934	99,490	1,473,424
14年度	1,377,023	99,108	1,476,132
15年度	1,374,110	98,612	1,472,722
16年度	1,376,619	96,991	1,493,610
17年度	1,324,020	91,514	1,415,534
18年度	1,300,980	87,660	1,388,640
19年度	1,270,568	82,692	1,353,260
20年度 (予算)	1,196,500	84,673	1,281,173
21年度 (予算)	1,158,950	86,133	1,245,083

- (注) 1. 国民年金の積立金の残高は、基礎年金勘定分を除いた額である。
 2. 厚生年金の積立金は特別会計の積立金であり、厚生年金基金の代行部分は含まれていない。
 3. 平成13年度以降の積立金には年金資金運用基金への寄託金を含む。
 4. 平成18年度以降の積立金には年金積立金管理運用独立行政法人への寄託分を含む。
 5. 各年度における積立金の残高には、当年度の歳入歳出差引き残を含めている。
 6. 端数整理のため計が一部不一致である。

詳細資料

年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画 (運用部分・概要)

1. ～2. (略)

3. 年金積立金の管理及び運用に関する目標を達成するためにとるべき事項

①年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

運用の基本的考え方

分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合 (以下「基本ポートフォリオ」) を策定し、年金積立金の運用を行う。

運用の目標

- ・年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。
- ・運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

②年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

基本ポートフォリオ

財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオ等を次のとおり定める。

(%)

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

(目標収益率3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5
資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14

③年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理

資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。また、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産等についてリスク管理を行う。

運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。アクティブ運用は、超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行う。

その他

- ・株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。等